

主要な税制改正要望事項について (平成24年度)

平成23年10月28日

環境省大臣政務官 高山 智司

平成24年度環境省税制改正要望事項

1. 地球温暖化対策のための税制全体のグリーン化の推進

- 揮発油税の当分の間の税率相当額の環境税化【2ページ】
- 車体課税の一層のグリーン化等（自動車重量税、自動車取得税、自動車税）【3ページ】
- 再生可能エネルギー発電設備に係る課税標準の特例措置の創設（固定資産税）【4ページ】
- 認定長期優良住宅に係る税制上の特例措置の延長（所得税、固定資産税等）

2. 公害防止、廃棄物・リサイクル対策の推進【5ページ】

- 廃棄物処理業用設備に係る法定耐用年数の見直し（法人税等）
- 特定廃棄物最終処分場における維持管理積立金の損金算入の特例の延長（法人税等）
- PCB汚染物等無害化処理用設備、石綿含有廃棄物等無害化処理用設備に係る特別償却制度の延長（法人税等）
- 公害防止用設備に係る固定資産税の課税標準の特例措置の延長等（固定資産税）
- 廃棄物処理事業の用に供する軽油に係る軽油引取税の課税免除の特例措置の延長（軽油引取税）

3. その他環境関連施策の推進

- 環境教育・環境保全活動拠点に係る税制上の特例措置の創設（固定資産税）【6ページ】
- 試験研究を行った場合の法人税額の特例控除の恒久化（法人税）
- 放射性物質による汚染への対処を促進するための特別措置の創設（所得税等）

揮発油税の当分の間の税率相当額的环境税化

現状・課題

- 中長期の温室効果ガスの削減目標を達成するためには、あらゆる施策を総動員する必要
- 課税によるCO2排出抑制 + 税収を地球温暖化対策に使うことで、二重の効果が期待

税制措置

○揮発油税の当分の間の税率を、
「地球温暖化対策のための税」と位置づけ、
現行の水準を維持する。

平成23年度税制改正法案：
継続審議中

一般財源

ガソリンへの
当分の間の税率分
〔温暖化対策税〕

ガソリン税
〔本則税率分〕

森林吸収源対策等
をはじめ幅広く
地球温暖化対策に
優先的に充てる

「地球温暖化対策のための課税の特例」
CO2排出量1トン当たりの税率：289円

石油石炭税 〔現行税率〕

特定財源

期待される効果

- 低炭素社会の実現に寄与
- 環境関連産業の成長を通じた経済活性化

車体課税の一層のグリーン化等

現状・課題

- 平成23年度税制改正大綱等において、地球温暖化対策の観点から車体課税の抜本的な見直しを検討することとされている。
- 自動車による大気汚染問題や燃料消費に伴う地球温暖化問題に的確に対応するためには、環境性能に優れた自動車の早期普及が必要不可欠。
- 公健法に基づき、大気汚染に起因する疾病に苦しんでいる認定患者(4.1万人)に対する補償財源として、汚染者負担の原則を踏まえ、自動車重量税の一部が引き当てられている。

税制措置

車体課税についての抜本的な見直しの中で、汚染者負担の原則を踏まえ大気汚染に係る公害認定患者の補償のための安定的な財源確保を図りつつ、現在講じられている環境対応車に係るエコカー減税やグリーン化特例等の特例措置を継続し、より環境性能の優れた自動車により優遇されるよう一層のグリーン化及び負担の軽減を図る。

期待される効果

- 乗用車の新車販売における次世代自動車の割合を、2020年までに最大で50%、2030年までに最大で70%とするという目標の達成(「新成長戦略」(平成22年6月18日閣議決定))。
- 平成32年度までに、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質に係る大気環境基準を確保するという目標の達成(「自動車NOx・PM法」に基づく総量削減基本方針(平成23年3月25日閣議決定))。
- 公健法に基づく健康被害に係る被害者の迅速かつ公正な保護。

再生可能エネルギー発電設備に係る課税標準の特例措置の創設

現状・課題

- 再生可能エネルギー利用設備の加速的な普及を図るべく、設置者の設備保有段階における初期の経済的負担を軽減する必要

税制措置

現行制度

政府の補助（民間事業者向けの「新エネルギー等事業者支援対策事業」）を受けて取得された太陽光発電設備について、固定資産税の課税標準額を最初の3年間2／3に軽減

要望内容

- ① 対象設備を「政府の補助を受けて取得された太陽光発電設備」から「再生可能エネルギー発電設備」に変更する。
（平成25年度末まで）
※ 対象設備：再生可能エネルギー源（太陽光、風力、水力、地熱、バイオマス）を電気に変換する設備及びその付属設備
- ② 「固定資産税の課税標準額を最初の3年間2／3に軽減」から「固定資産税を最初の3年間免除」に変更する。

期待される効果

再生可能エネルギー活用の抜本的強化による自立・分散型エネルギー社会の構築を通じて、温室効果ガスの一層の排出削減が促進され、電力の安定供給の確保にも資することが期待される。

公害防止、廃棄物・リサイクル対策の推進に係る税制上の特例措置

廃棄物処理業用設備に係る
耐用年数の見直し
(法人税等)

公害防止用設備に係る固定資産税
の課税標準の特例措置の延長
(固定資産税)

廃棄物処理事業の用に供する軽油に
係る軽油引取税の課税免除の
特例措置の延長
(軽油引取税)

現状・課題

- 廃棄物等の適正な処理を促進するためには、処理施設の設備投資や維持管理に要する多額の費用負担を軽減すること等により、事業者の安定的な事業運営の確保を図る必要

税制措置

◆廃棄物処理業用設備について、現行17年となっている法定耐用年数を実態に合わせて縮減

◆公害防止用設備(PCB・石綿等廃棄物処理施設、汚水処理用施設)について、固定資産税の課税標準を1/3(ごみ処理施設及び一般廃棄物の最終処分場については1/2)とする特例の延長

◆廃棄物処理業者が最終処分場内において専ら廃棄物の処分のために使用する機械の動力源の用途に供する軽油に係る軽油引取税について、課税免除とする措置の延長

期待される効果

◆実態に見合った減価償却がなされることにより、新たな設備投資・事業展開が促進され、結果として、廃棄物の適正処理が促進される。

◆処理施設導入が加速化され、着実かつ効率的な処理が可能となる。
◆とりわけ、PCB廃棄物及び石綿含有廃棄物等については、課題解決のため、制度面・技術面・財政面のあらゆる面からの施策の総動員が必要。

◆廃棄物処理に係る経済的な負担の軽減により、最終処分場における廃棄物の適正処理及び埋立終了後の適切な維持管理が促進される。

環境教育・環境保全活動拠点に係る税制上の特例措置

現状・課題

- 環境教育の推進上、自然体験活動は非常に重要なものであるが、現状十分に行われているとはいえず、活動の更なる促進を図るためには、自然体験活動の拠点となる施設の設備が必要不可欠。
- こうした課題に対応するため、「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律」が先の通常国会で成立し、自然体験活動を促進するための認定制度が創設され、また税制上の支援措置に関する規定が盛り込まれた。

税制措置

平成23年6月に改正された「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律」に基づき、都道府県知事から認定を受けた団体が新規に取得した自然体験活動の拠点となる施設について、固定資産税の課税標準額を1／2に軽減する。

期待される効果

- 自然体験活動を提供する団体により、自然体験活動の拠点の整備・活用が図られることで、自然体験活動の活性化、ひいては環境教育の推進につながることが期待される。